

平成30年度をもって終了し、以降は実施しておりません。

堺市自転車用ヘルメット購入補助事業

建設局 自転車まちづくり推進室

1. 目的

- 自転車乗車中の死亡事故のうち66%が頭部損傷によるもの。
- 一人で自転車に乗り始める小学生や、車を利用せず、自転車を移動手段とする高齢者は、転倒事故の際、自身の身体を支え、頭部を保護する能力が未熟又は衰えている傾向にある。
- 自転車用ヘルメットの購入補助を行うことで、ヘルメットの着用を促進し、死亡事故の削減を図る。

2. 補助の内容

【対象】 市内在住の6歳以上13歳未満の児童とその保護者及び65歳以上の高齢者

※初年度の様子を見て順次対象の拡大を検討

【補助額】 ヘルメットの購入費用の1/2（上限2,000円）

【申請方法】 市が指定する自転車小売店に申請書を持参し、割引価格にてヘルメットを購入する。

割引券については、交通安全教室を受講した者に対して配付するものとする。